

危険ブロック塀等安全対策工事費補助制度

大きな地震等により塀が倒壊すると、人身への被害だけでなく避難や救助活動にも支障をきたす恐れがあります。

藤沢市では、地震等による災害を未然に防止するため、道路に面する危険なブロック塀等の撤去や、安全な工作物等に改修する費用の一部を補助します。

1. 補助の対象となるブロック塀等

- (1)長さ1 m、道路からの高さが1 mを超えるもの または
- (2)擁壁の上にあって、長さ1 m、擁壁を含む道路からの高さが1 mを超えブロック塀等の高さが60 cmを超えるもの

- ・市内の戸建て住宅に附属して道路に沿って設置されているブロック塀等。
- ・藤沢市津波避難計画に定める津波避難路に面している共同住宅や駐車場等に付属するブロック塀等。

※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、万年塀、石積塀等又はこれらを組み合わせた塀

2. 補助の対象となる工事

- (1)ブロック塀等を撤去する工事
- (2)ブロック塀等の道路からの高さを40 cm以下に減じる工事
- (3)上記(1)または(2)に続いて、安全な工作物等に改修する工事

※安全な工作物：フェンス、生け垣、四ツ目垣、竹垣など

※前面道路幅員が4 m未満の場合や擁壁上のブロック塀についてはご相談ください。

(別紙参照)

3. 補助申請ができる方

- (1)ブロック塀等がある市内の戸建て住宅を所有し、かつ当該住宅に居住している者（居住者が1親等の親族の場合も含む）、又は、藤沢市津波避難計画に定める津波避難路に面しているブロック塀等で共同住宅や駐車場等に附属しており、これらを所有している者。（不動産業等の法人は申請できません。）

- (2)市税の滞納がない

4. 補助金額

補助対象工事費(消費税込)の2分の1（上限額30万円。千円未満切捨て）

※但し、藤沢市津波避難計画に定める「津波避難路」沿いのブロック塀等については、補助対象経費の4分の3（上限額45万円）となります。

5. 注意事項

- (1)次のいずれかに該当する場合は補助の対象外となります。

- ①販売や収益を目的として整地や解体等をする際にブロック塀等の撤去を行う場合
- ②補助金交付決定の前に工事着手している場合
- ③ブロック塀等に対して、他の助成や補償を受けている場合（狭あい道路整備事業など）

- (2)補助金を利用して設置した安全な工作物等は、原則として設置後5年間は譲渡や処分等はできません。

6. 令和3年度 手続きの流れ

(事前相談) ※防災政策課まで申請者ご本人様がお問い合わせください



(1) 補助金交付申請書提出

受付期間: 2021年4月19日(月)から2021年12月28日(火)まで(土・日・祝日を除く)

時間: 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

場所: 藤沢市役所本庁舎7階 防災政策課

(市民センター・公民館、郵送、FAX、メールでは受付できません)



◎申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書※
- ・現住所確認書類(免許証、健康保険証等)の写し
- ・案内図・配置図(周囲の道路幅員記載)
- ・施工業者の見積書の写し
- ・施工前のブロック塀等の平面図、立面図及び写真
- ・安全対策工事の計画平面図、立面図、断面図(撤去のみの場合は不要)
- ・家屋に係る令和3年度納税通知書・課税明細書(家屋)の写しまたは固定資産(家屋)評価証明書
- ・市税の納付状況確認同意書※ 等



※申請書等の指定用紙は、防災政策課、市民センター・公民館で配布しているほか、市ホームページからダウンロードもできます。

- ・先着順にて受け付け、予算に達した場合は受付終了となります。その際は、ホームページ等でお知らせします。



補助金交付決定通知

決定通知を受けた後に契約・工事着手して下さい



(2) 工事着手

工事を変更・中止する場合は、変更申請書を提出して下さい



工事完了



(3) 完了届兼実績報告書提出



書類審査・現地確認



(4) 請求書提出



補助金交付

指定された本人口座に振り込みます

◎実績報告に必要な書類

- ・完了届兼実績報告書
- ・施工後の平面図、立面図及び写真
- ・施工業者との契約書等の写し及び領収書の写し 等

◎この補助制度に関するお問い合わせは、

防災安全部 防災政策課(本庁舎7階)まで

TEL 0466-25-1111 (内) 2404